平成 29 年度における国民年金保険料及び老齢基礎年金支給額について

○国民年金保険料について(平成29年4月分から平成30年3月分)

月額 16,490円 (参考:平成28年度 16,260円)

なお、前納制度を利用することでお得な保険料になります。

詳しくは、広報お知らせ版2月1日号または、日本年金機構ホームページをご覧になるか、 旭川年金事務所国民年金課、役場総務課戸籍年金係にお問い合わせください。

○老齢基礎年金支給額について(平成29年4月から平成30年3月分)

年金額 779,300 円 月額 64,941 円

(参考:平成 28 年度 年金額 780, 096 円 月額 65, 008 円)

※平成27年10月から年金額(年額)の端数処理が100円未満四捨五入から1円未満四捨五 入に改められています。

【お知らせ】

年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が下落すれば減額する仕組みを基本としています。 (物価スライド)

また、平成16年の法律改正により、少子高齢化が進む中で、現在の高齢世代と将来の高齢者である現役世代との支え合いのバランスを確保するため、現役被保険者数の減少と平均余命の伸びに基づいて緩やかに給付水準が調整されています。

※納付月数が 480 月 (3 号被保険者期間も含む) に満たない場合は、納付状況によって減額されます。

○問い合わせ先:総務課戸籍年金係 ☎ 52 - 2144

お知らせ版

2017. 4.15

No.375

森林の伐採届出制度について

現在、森林を所有されている方が立木を伐採し売り払いなどの処分をする場合には、森林法の定めにより必ず「伐採届」(正式には「伐採及び伐採後の造林届出書」)を町へ提出し、承認を受けなければ処分することができません。

もし、この「伐採届」の提出をしないまま立木を伐採し売り払いなどの処分をした場合は、森林法第 207 条の 規定に基づき罰金刑が課せられることになります。(なお、森林経営計画を樹立されている方は他の手続きが必要となります。)

また、立木を伐採し売り払いなどの処分をした場合には森林法により継続した森林整備をしなければならないと定められており、これが守られない場合にも罰金刑が課せられます。

特にここ最近伐採を勧める悪質な仲買人業者が出回っていますので、伐採を勧められても安易に契約などはせず、役場産業課林政係または南富良野町森林組合のいずれかに必ず連絡、相談いただくようお願いします。

○問い合わせ先:産業課林政係 ☎52-2178・南富良野町森林組合 ☎52-2130

森林の土地の所有者届出制度について

平成24年4月以降に森林の土地所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

- ■届出対象者 個人・法人を問わず売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。
- ■届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に取得した土地のある市町村に届出をして下さい。
- ■届出事項 届出書には、届出者と前所有者の住所、氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所、面積とともに土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

○問い合わせ先:産業課林政係 ☎52-2178・上川総合振興局林務課 ☎0166-46-5952

山村広場ゴルフ練習場 4月22日(土)オープン(予定)

○営業時間 日の出より午後9時まで(午前8時から午前11時までは、ボール収集作業のため ご利用できないことがありますので予め ご了承願います)

○利用料金 20 球 100 円

※紙幣、500円玉は使用できません。

- ○シーズン中は無休営業ですが、夜間にご利用がない ときは照明スイッチが入っていませんので、最初に ご利用の方がスイッチを○Nにしてください。
- ○マナーを守ってご利用くださるようお願いします。※なお、残雪状況によりオープンが延期になることもあります。
- ●問い合わせ先:企画課商工観光係 ☎52-2115

2017・第 59 回 こどもの読書週間 4月 23 日から5月 12 日まで 4月 23 日は「子ども読書の日」

今年の標語「小さな本の大きなせかい」

幼少のときから書物に親しみ、読書の喜びや楽しみ を知り、物ごとを正しく判断する力をつけておくこと が、次の時代を担う子どもたちにとって、そして同時



に大人にとっては、子どもの読書がいかに大切なことか、良い本や雑誌を与えるためにどういう努力をしたらよいかを考える機会。それが「こどもの読書週間」です。子どもたちと一緒に読書に親しみましょう。

平成 29 年度ログハウス村 利用割引券について

町民皆様を対象にログホテルラーチの宿泊割引券を次のとおり発行しています。

- ①交付内容 1人につき年1回
- ②割引額 2,000円(有効期限:平成30年3月31日)
- ③申請にあたって
- ・申請用紙は、役場企画課又は各分館にあります。 また、南富良野町のホームページからもダウンロー ドすることができます。
- ・親族及び同居以外の方が申請及び受領する場合は、 申請書に必要な方の押印が必要となります。
- ④交付窓口 役場企画課企画振興係

○問い合わせ先

企画課企画振興係 ☎ 52 - 2115

山菜採りによる事故防止 ~山菜採り 無我夢中に 落とし穴~

例年、行者ニンニクやタケノコ等の山菜を求めて入山し、道に迷ったり、沢に転落する事故が起きています。 慣れた山でも、油断すると「危険な落とし穴」があることを忘れずに、次のことに注意しましょう。

【山菜採りを行う際の留意事項】

- 家族に行き先地と帰宅時間を知らせる。
- 単独での入山を避け、二人以上で声をかけ位置 を確認する。
- 服装は目立つ色にする。 (色は赤や黄色系が目立ち、ヘリコプターへの合図はタオルを振る)
- 携帯電話、非常食、水、熊鈴、笛を携行する。 (水、笛は、笹藪でさまようとのどが渇き、声を 出せなくなるため)
- 迷ったときは落ち着いて行動する。(体力の消耗を抑える、発見されやすい場所を探す。)

【ヒグマに遭わないための留意事項】

- ヒグマの出没情報を確認する。
- 出没情報のある場所、出没を知らせる看板のある場所へは立ち入らない。
- 山には仲間と入り、一人にならないようにする。
- 鈴を鳴らすなど、音で人の存在や接近をヒグマ に知らせる。
- 早朝、夕方、悪天候などで薄暗いときは、山に入 らない。
 - ●北海道警察本部 地域企画課

憲法週間を迎えて ~5月1日から7日までは「憲法週間」です~

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。これは憲法の精神や司法の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

全国各地の裁判所では例年この時期に、法廷等見学 ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を行っていますので、ぜひご参加いただき裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。各種行事については、裁判所ウェブサイトの各地の裁判所のページをご覧いただくか、各裁判所の総務課にお問い合わせください。

●問い合わせ先:旭川地方裁判所・家庭裁判所 総務課 文書係 ☎0166 - 51 - 6255

農業用用排水施設における事故防止について

農作業が本格化する時期を迎え、用水路への転落など農業用用排水施設における事故の発生が懸念される時期になりました。農作業におきましては、周辺状況の確認を行うとともに事故発生を未然に防ぐよう細心の注意を払って作業を行うよう注意して下さい。

また、融雪期を迎え農業用用排水施設における水位が上昇してきております。児童・生徒の保護者並びに各学校におかれましては、施設周辺で遊ばないよう児童・生徒に対し注意喚起されますようお願いいたします。

○問い合わせ先:産業課農政係 ☎52-2178

ゆっく 5月教室のご案内

◎ウォーキング教室

北海道遺産、さくらの名所 100 選に選定されている、新ひだか町静内二十軒の桜並木を歩こう!

と き 5月6日(土)

ところ 新ひだか町静内二十間道路桜並木

日 程 7:30 情報プラザ前発 7:45 旧落合小学校前発(途中「道の駅樹海ロード日高」でトイレ休憩)

10:15 現地到着 ウォーキング開始

12:00 昼食(持参又は桜まつり会場の屋台)

昼食後、自由散策

14:00 現地出発(以降、旧落合小学校前及び情報プラザ前に到着します)

参加費 大人 2,500 円 こども (中学生以下) 1,000 円

服装等 歩きやすい服装、履き慣れた靴、帽子、雨具、飲み物、お弁当(自由)

対 象 3歳以上(2歳以下のお子様も抱っこ紐等で参加できます)

※ひと目1万本といわれる幅36m、線7kmに及ぶ日本一のスケールを誇る桜並木です。桜祭り会場の屋台やお土産品の出店、歴史的建造物「龍雲閣」の一般開放などもあり、楽しみ方はいろいろです♪

締 切 5月4日 (木) まで

☆ゆっく会員募集中!!

自然の豊かな恵みを感じながら、一緒にスポーツや趣味を楽しみませんか? 年会費 大人 2,000 円・子供(5 歳以上 18 歳未満)1,000 円 h j

団体加入も出来ます。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先:みなみふらのSHCクラブゆっく ☎53-2171

夏休み海外研修交流事業を加者募集

公益財団法人・国際青少年研修協会では、夏休み海外研修交流事業の参加者を募集しています。体験を通して、 お互いの理解や交流を深め、国際性を養うことを目的に実施します。おひとりでご参加になる方が7割以上、は じめて海外へ行かれる方も多く、全国から参加するお友達との出会いも楽しみのひとつです。引率指導者も同行 し、事前の準備から帰国までしっかりとサポートしますので、どなたでも安心してご参加いただけます。

内 容 ホームステイ・学校体験・英語研修・ボランティア体験・文化交流・地域見学・野外活動など

派遣先 イギリス・オーストラリア・カナダ・サイパン・シンガポール・フィジー・フィリピン

日 程 7月26日(水)~8月16日(水) 8日間~18日間 *コースにより異なる

対 象 小3~高3の方まで *コースにより異なる

説明会 全国 16 都市、5 月下旬(入場無料・予約不要)

*遠方の方や都合の悪い方には、郵送にて資料をお送りします。

参加費 24.8 万円~63.8 万円

締 切 5月26日(金) および6月9日(金) *コースにより異なる

○問い合わせ先:公益財団法人 国際青少年研修協会

☎ 03 − 6417 − 9724

まちのカレンダー 2017 5

さっき **皐 月**



1 ふれあいルーム 地交 9:00→12:00 13:00→16:00 13:00→16:00 2 憲法記念日 4 みどりの日 6 こどもの日 6 13:00→16:00 1	
ごみ収集日 A 一般(可燃) B 生 B 一般(可燃) A 生・プラ B プラ B リサイクル② A リサイクル② B 生 A 生	i i
8	
ごみ収集日 A 一般(可燃) B 生 B 一般(可燃) A 生・プラ B プラ B リサイクル① A リサイクル① B 生	
15	2301

■発行/南富良野町役場 編集/企画課 広報統計係